

取扱区分：公開

令和2年第6回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言
そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、
●で消しています。

〔日 時〕 令和2年6月25日（木）

〔場 所〕 市役所304・305会議室

令和2年第6回 蓼田市農業委員会総会議事録

蓼田市農業委員会（会長）萩原和夫は、令和2年第6回蓼田市農業委員会総会を市役所304・305会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 開催日時 令和2年6月25日（木）午後2時00分

2 閉会日時 令和2年6月25日（木）午後4時05分

3 出席委員（14人） ※番号は議席番号

1番 野口 勇	2番 門井 隆	3番 斎藤 重信
4番 萩原 和夫	5番 竹内 昭一	6番 原田 順一
7番 吉岡 政広	8番 杉崎 國昭	9番 高橋 建一
10番 寺田 進	11番 竹内 幸男	12番 岩崎 久
13番 篠崎 邦明	14番 斎藤 博司	

4 欠席農業委員（0人）

5 出席推進委員（6人） ※（ ）内は担当地区

（平野）山口 実	（平野）石井 正孝	（黒浜）瀧谷 秀男
（黒浜）山本 寿一	（蓮田）常見 淳	（蓮田）山口 恵司

6 欠席推進委員（0人）

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第3号 農用地区域からの除外について

報告 1 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

報告 2 農地法第5条第1項第6項の規定による届出の受理について

報告 3 農地法第18条第6項の規定に基づく通知について

報告 4 不動産登記法第105条第2項の規定による仮登記情報について

報告 5 農業経営主変更届について

報告 6 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画書の受理について

8 出席した農業委員会事務局職員（3人）

事務局長 柴田 賢次
事務局副主幹 左右田 尚紀
事務局主任 茂木 郁

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

(事務局)

ただ今より、令和2年第6回蓮田市農業委員会総会を開催したいと思います。開会に先立ちまして、会長より挨拶をいただきたいと思います。

(会長) — 会長挨拶 —

(事務局)

ありがとうございました。以降の進行につきましては、会議規則により萩原会長にお願いいたします。

(議長)

令和2年5月25日を開催いたしました、令和2年第5回農業委員会総会の議事録（案）について事前に送付をさせていただき、委員の皆様方においては確認をしていらっしゃることと思います。事前に委員の方からご指摘からありました修正箇所がございますので事務局より説明いたします。

— 議事録の確認 —

(議長)

それでは、私の署名に続きまして●●●●、●●●●にご署名をいただきます。

本日の委員の出席状況について報告をいたします。農業委員において欠席者はなく、14名全員の出席をいただいております。

従いまして、本日の総会は成立をいたします。また、推進委員さんに欠席者はなく、6名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名人の指名をいたします。●●●●、●●●●にお願いいたします。

それでは、ただ今から議事に入ります。本日の提出議案は事前に配布いたしました資料のとおりでございます。農地法などの法令許可に関する議案は、議案第1号から議案第3号までとなります。報告案件は、報告1から報告6となります。

初めに、2ページの2ページの議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。議案第1号について、事務局の朗読をお願いいたします。

(事務局) — 議案第1号、議案書朗読 —

(議長)

議案第1号の番号1につきまして、担当地区委員さんの方から説明をお願い申し上げます。

(委員)

— 所在地についての説明 —

譲受人がハウスを建てて野菜を作るという事です。地元でも色々と検討したようですが、各所有者の状況から見て耕作していくのは難しく、購入してくれる相手がいるなら売却したいという考え方であり、今回の申請に及んだようです。

補足説明資料に今回の申請地の全体の地図があります。多少凹凸がありますが、一体利用のできる場所となっています。地権者からは、農地として利用されることもあり、有効活用していただきたいと声がありました。

特に問題はないと思いますが、皆様方のご審議のほどよろしくお願ひいたします。補足等がありましたら、事務局から説明をお願いします。

(議長)

ありがとうございました。事務局の説明はござりますか。

(事務局)

補足説明資料をご覧ください。

譲受人は既に農地所有適格法人の承認を受けており、農地を取得することが可能な法人です。現在、所有する農地はありませんが、農業法人として長年経営をしていますので、耕作の実績はあると判断しています。

3条の許可要件としまして、農地としての自作地はなく借受地もありません。申請地は、下限面積40a以上であることを確認しております。

全部効率利用要件につきまして、事務局では6月10日に、全て耕作または自己保全管理を確認しております。

地域との調和要件ですが、現況田・畑、取得後の計画は畑となっております。

こちらの取得後の計画につきまして、平成30年に基盤強化促進法の一部改正により設けられた「農作物栽培高度化施設」を設置して生産する予定になっています。こちらが設置された場合、蓮田市では初めての施設になり、それに伴い毎年、耕作状況の立ち入り検査を実施する必要があります。時期としまして、毎年8月に実施している農地パトロールに合わせて行っていただければよいかと考えていますので、担当の委員さんはよろしくお願ひいたします。なお、設置時期は未定となっております。

次に農作業常時従事要件ですが、現在、360日間耕作を行っており、従業員が●●名、パート従業員約●●名です。

以上、申請書・現地調査・代理人からの聞き取り調査を行った結果、要件は全て満たしております。また、今回の申請地に隣接している農地に関して、現在、分筆登記を行っている場所がございます。この箇所については登記後に3条申請が提出される予定になっております。

以上になりますが、皆様方のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(議長)

議案第1号の番号1について担当委員さん及び事務局の説明のとおりでございます。それではただ今の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

(委員)

売買価格はいくらでしょうか。

(事務局)

約1反あたり●●●円です。

(委員)

今回のように、今まで蓮田市に農地を所有していない場合の許可実績はありますか。

(事務局)

平成30年に●●●の●●●●の3条申請があり、許可されております。

(委員)

わかりました。

(議長)

それでは採決をいたします。

議案第1号の番号1について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号1については承認することにいたします。

続きまして、議案第1号の番号2につきまして、担当地区委員さんの方から説明をお願い申し上げます。

(委員)

番号2、3、4に関して、関連がありますので合わせて説明いたします。

場所は全て番号1の申請地に近くです。詳細は補足説明資料をご覧になってください。この3つの案件の譲受人は全員、番号1の譲渡人ですが、売買でなく農地の等価交換を

希望したものになります。

番号2の譲受人は譲渡人と親戚であり、先祖代々の農地を売りたくないという事で、譲渡人は了承したようです。

番号3、4について、譲受人は農地が減るのは嫌だという事で、同等の面積の農地と交換希望という事です。

番号4の譲渡人は、敷地は住宅のみで、他の農地は手放したいと以前より考えていたようです。

補足等がありましたら、事務局から説明をお願いします。

(議長)

ありがとうございました。事務局の説明はございますか。

(事務局)

こちらは、3件とも番号1の譲渡人であり、売買ではなく農地の等価交換をしたいとご希望があったようです。それぞれの申請地は●●●●が所有していませんので、実際は●●●●が農地を買い、それを各譲受人が所有することになっているようです。

番号2から説明いたしますので補足説明資料をご覧ください。こちらの件は、●●●●が取得する農地の所有者は既に亡くなっていますが、相続登記が終了していないため、番号1に関しては法廷相続人が3人となるので譲受人も3人で、それぞれ持分1/3ということで申請がありました。

今回の申請者につきまして、自作地●●●●m²、申請地●●●●m²、合計●●●●m²であり、下限面積40a以上であることを確認しております。

全部効率利用要件つきまして、事務局では6月10日に、すべて耕作または自己保全管理を確認しております。

地域との調和要件ですが、現況畑、取得後の計画も畑となっております。

農作業常時従事要件ですが、●●●●さんが100日以上、●●さんが50日以上、●●さんが30日以上年間作業される予定で、要件はすべて満たしております。

続きまして、番号3、4の補足説明をいたします。

まず、番号3に関しては、以前より譲渡人から賃借していた農地であったため、今回、18条の合意解約書が併せて提出されておりますのでお知らせいたします。

自作地●●●●m²、借受地●●●●m²、申請地●●●●m²、合計●●●●m²であり、下限面積40a以上であることを確認しております。

全部効率利用要件つきまして、事務局では6月10日に、すべて耕作または自己保全管理を確認しております。

地域との調和要件ですが、現況畑、取得後の計画も畑となっております。

農作業常時従事要件ですが、譲受人ご本人が250日以上年間作業される予定で、要件はすべて満たしております。

今回の申請地について代理人に話を聞いたところ、所有者は農地を手放したい考えがあつたため、特に問題はなく申請に至ったと聞いています。

以上になりますが、皆様方のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(議長)

議案第1号番号2、3、4について担当委員さん及び事務局の説明のとおりでございます。それではただ今の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議長)

それでは質問がありませんので採決をいたします。

議案第1号の番号2について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号2については承認をすることにいたします。

次に、議案第1号の番号3について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号3については承認をすることにいたします。

次に、議案第1号の番号4について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員の方賛成でございます。

よって、議案第1号の番号4については承認をすることにいたします。

続きまして、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。議案第2号につきまして、事務局の朗読をお願いします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

(議長)

議案第2号の番号1につきまして、担当地区委員さんの方から説明をお願い申し上げます。

(委員)

— 所在地についての説明 —

申請地の農地性としましては、農用地区域外の調整区域であり、周りを住宅に囲まれた小集団の生産性の低い農地であります。

5条の許可申請に至った経緯について、申請人は現在、借家に夫婦と子どもの3人暮らしですが、部屋が手狭になり住宅を建てる土地を探していたところ、仲介業者から、高齢となり農地の作付けや管理が困難になってきてどうにかしたい、という方の土地があると紹介を受け、その土地が現在住んでいる場所のすぐ近くであると共に、奥様の実家からも近いこと、さらに環境も良いため、今回の申請に至ったとのことでございました。

現在、申請地はきれいに耕され、畠地の状態となっており、事前着工もなく違反もないと思われます。

補足説明資料の資金計画を見ますと、事業実施の確実性もあると思われます。また、申請地付近は住宅が多く、周辺地域の営農に支障はないものと思われます。

許可要件を満たしていると思われますが、事務局に補足説明をお願いし、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局から補足説明をお願いします。

(事務局)

補足説明資料をご覧ください。農地性は第2種農地となります。

資金計画について、事務局の方で確認済みです。

排水処理について、汚水雑排水は公共下水道へ接続、雨水は敷地内浸透処理です。

6月10日に現地確認を行いましたが、農地法等の違反及び事前着工はありません。

(議 長)

ただ今、担当委員さん、事務局から説明があったとおりでございます。ただ今の説明の内容につきまして、ご意見ご質問等ございますか。

なし。

(議 長)

それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。

議案第2号の番号1について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号1については承認をすることにいたします。

続きまして、議案第2号の番号2について、担当地区委員の方から説明をお願いします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

代理人に電話して聞いたところ、譲受人は結婚したばかりで子どもはいませんが、手狭になつたようで、どこかいい所はないかと探したところ申請地が見つかり、将来子どもができた後も学校が近いこともあり申請に及んだようです。

事務局から補足説明があればよろしくお願ひします。

(議 長)

ありがとうございました。事務局で補足説明をお願いします。

(事務局)

こちらは農業振興地域内ですが、農用地区域外になります。土地の種別は2種農地です。場所は●●●●の並びになります。

資金計画・調達計画について、事務局の方で確認済みです。

排水処理について、汚水雑排水は合併浄化槽を経由し、全面市道の側溝に接続します。雨水は敷地内浸透処理です。

他、建築指導課から、合併浄化槽は5人槽が必要とのことです。

6月10日に現地確認を行ったが農地法等の違反及び事前着工はありません。

(議長)

議案第2号の番号2につきましては、ただ今、担当地区委員さん、また事務局から説明があつたとおりでございます。ただ今の内容につきまして、ご意見ご質問等はございますか。

(委員)

譲受人ですが、市内に親族等はいるのでしょうか。

(事務局)

補足説明資料として添付はありませんが、市街化調整区域に住宅を建築する場合の要件として、蓮田市と隣接市町村の市街化調整区域に20年以上居住している親族がいることとしています。

この件については担当課である建築指導課へ稟議しており、2日前に許可見込みあり、との回答も得ていますので、問題はないかと思います。

(議長)

他に何かございますか。

なし。

(議長)

それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。

議案第2号の番号2について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって議案第2号の番号2については承認をすることにいたします。

続きまして、議案第2号の番号3について、担当地区委員の方から説明をお願いします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

前回も同じ譲受人の申請があり、2回目になります。場所は●●●●の裏の方にあたり、

ちょうど●●●沿いになります。現地確認をしたところ、整備され事前着工等はありませんでした。今回は譲受人に現状確認をさせていただきました。補足がありましたらお願ひいたします。

(議長)

ありがとうございました。事務局で補足説明をお願いします。

(事務局)

こちらは農業振興地域内ですが、農用地区域外になります。土地の種別は2種農地です。

4月に同譲受人から、同じ一体の北側について駐車場として5条申請が出されました。今回は●●寄りの裏側ということです。敷地拡張ということで、土砂を入れて安全かつ効率的に敷地内を移動できるようにしたいとのことでした。

資金計画・調達計画について、事務局の方で確認済みです。

排水処理について、汚水雑排水は発生しません。雨水は敷地内浸透処理です。

他、みどり環境課から、蓮田市土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例による届出が必要となる旨の報告がありました。また、砂利敷き等をする場合は敷地外に流出しない対策が必要となります。

6月10日に現地確認を行いましたが、農地法等の違反及び事前着工はありませんでした。

(議長)

ありがとうございました。議案第2号の番号3につきましては、ただ今、担当地区委員さん、また事務局から説明があったとおりでございます。ただ今の内容につきまして、ご意見ご質問等はございますか。

なし。

(議長)

それでは質問がないようでございますので、採決をいたします。

議案第2号の番号3について承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第2号の番号3については承認をすることにいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

－ 休憩 －

(議長)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第3号「農用地区域からの除外について」でございます。本議案は許可承認案件ではなく、農業委員会の意見を聴くものでございます。担当地区委員さんの説明をいただ

き、その後、農政課の農振除外担当職員から補足説明を行い、農業委員会として意見があるか無いかを皆様にお諮りしたいと思います。それでは議案第3号について、事務局の朗読をよろしくお願ひいたします。

— 議案第3号議案書朗読 —

(議長)

それでは、議案第3号の番号1について担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

申請地は2筆であり、現在は耕作されておりません。

申請地の●●●は所有者1人、●●●は相続により法定相続人4人となっており、全員が所有者の子どもです。

譲渡人全員から話は聞けませんでしたが、5人中4人から話を聞くと、譲渡人に駐車場として貸したいとのことでした。また、譲受人に話を聞くと、●●●●は昭和●●年の●月に創立され、資本金●●●●、車両保有台数は約●●●台であり、観光業・自動車整備・バス・トラックのリース会社のグループ会社があります。今回の申請地に隣接して、かなり広い駐車場があり、会社の所有するトラックなどの車両や、●●●●の他事業者の貸駐車場として利用しています。しかし、駐車場を必要とする車両が年々増加し、現在の駐車場だけでは不足する恐れがあったため適地を探していたところ、申請地を貸してもらえることになったようです。

申請地は現在、木が生えており、だいぶ荒廃しておりましたが、事前着工はありません。農政課に補足説明をお願いし、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(議長)

ありがとうございました。それでは、農政課から補足説明をお願いいたします。

(農政課)

補足説明をいたしますので、資料をご覧ください。

申出者は現在、本社を●●●●に置き、運送業を営んでおります。平成●●年に本社から●●mの近距離である申出隣接地に、運送用車両の駐車場を集約して利用しています。

既存の駐車場につきましては、補足説明資料をご覧ください。この度、年々車両の増加に伴いスペースが不足していましたので、今回の申出に至りました。今回の敷地では、中型車9台、ドライバー通勤用の普通乗用車9台、計18台の駐車スペースを確保するものです。

各課への稟議では特に指摘はございません。

現段階で農地利用の問題が無いか、農業委員さんのご審議をよろしくお願ひいたします。

(議長)

ありがとうございました。議案第3号の番号1につきましては、ただ今担当地区委員さん、また農政課の補足説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議長)

質問がないようでございますので採決をいたします。議案第3号の番号1について、農業委員会の意見といたしまして、農業振興地域からの除外については支障なしとすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第3号の番号1について農業委員会の意見といたしまして、農業振興地域からの除外については支障なしとすることにいたします。

次に、議案第3号の番号2について担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

現在は野菜を作付けしている状態です。事前着工等はありません。

譲渡人の家族に聞いた話では、譲受人の妻は譲渡人の次女です。2年ほど前から、●●のマンションに住む両親と同居するため、職場と妻の実家に近く、子どもたちのことも考え、同学内にある土地を探していました。近くには狭い土地はありましたが、2世帯住宅を建設するため広い土地を探していたところ、対象地を進められ、高齢になった親の介護を考えると最適地と考え、申請に至ったようです。

農政課に補足説明をお願いし、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

ありがとうございました。それでは、農政課から補足説明をお願いいたします。

(農政課)

補足説明をいたしますので、資料をご覧ください。

申請理由につきましてはご説明のとおり、申出者の妻の実家近くで、子どもたちの通う小学校の学区内で建設用地を探していたところ、2世帯住宅を建設するには狭い土地しか見つからず、希望に合う土地は見つかりませんでした。その中、妻の父親から対象地を進められ、高齢になった親の介護を考え、この場所が最適と考え申請に至りました。

各課への稟議で、社会教育課から埋蔵文化財の関係で届出・試掘が必要であると指摘があります。また、配置計画及び建築の位置については現時点で補正を求めております。

その他、土地権利者が所有する農地について確認し、管理が不適切なものについては是正

を求めてまいります。

現段階で農地利用の問題が無いか、農業委員さんのご審議をよろしくお願ひいたします。

(議 長)

議案第3号の番号2につきましては、ただ今担当地区委員さん、また農政課の補足説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議 長)

質問がないようでございますので採決をいたします。

議案第3号の番号2について、農業委員会の意見といたしまして、農業振興地域からの除外については支障なしとすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第3号の番号2について農業委員会の意見といたしまして、農業振興地域からの除外については支障なしとすることにいたします。

次に、議案第3号の番号3について担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

現在、作付けされていない農地で管理されています。

所有者に話を聞いたところ、不動産業者の案内で申出者に会い、お話しを伺ったとのことです。申出者は●●に住んでおり、対象地のすぐ近くに妻の両親が住んでいます。ゆくゆくは両親の世話をすることを考えて、住まいを構えるのに最適であるとし、申出に至ったようです。

事業計画の面積や、近くに親族が居住していることから、都市計画法上の開発許可の可能性があるのではないかと考えています。対象地は現在、草が生い茂っている状況のため、所有者に草刈りを依頼しているようです。

以上でありますが、農政課に補足説明をお願いし、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(議 長)

ありがとうございました。それでは、農政課から補足説明をお願いいたします。

(農政課)

場所につきましては、先ほどご説明いただいたとおりです。

申出者は今年1月に結婚し、アパートで生活しておりますが、今後、子どもが生まれることを考えると現在の部屋では手狭なため、家を建てる計画となりました。将来、子どもの面

倒を見てもらうことや、親の介護のことを考え、実家から歩ける範囲で土地を探していたところ、最適地である当該地が購入できることが分かり、今回の申出に至ったようです。

各課への稟議では特に指摘はございません。配置計画については、より詳細に記載するように求めます。

現段階で農地利用の問題が無いか、農業委員さんのご審議をよろしくお願ひいたします。

(議長)

議案第3号の番号3につきましては、ただ今担当地区委員さん、また農政課の補足説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議長)

質問がないようでございますので採決をいたします。議案第3号の番号3について、農業委員会の意見といたしまして、農業振興地域からの除外については支障なしとする方に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第3号の番号3について農業委員会の意見といたしまして、農業振興地域からの除外については支障なしとする方にいたします。

次に、議案第3号の番号4について担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

家の建て替えを考えていたところ、住宅の入口が狭く建築許可が下りないということで、入口の敷地拡張をしたいとのことです。

以上ですが、農政課に補足説明をお願いし、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(議長)

ありがとうございました。それでは、農政課から補足説明をお願いいたします。

(農政課)

場所につきましては先ほどご説明いただいたとおりでございます。

申出者は、既存住宅の老朽化により改修工事及び建て替えを行う予定だということです。

事前調査をしたところ、当時、接道条件を満たすとされていた母屋から道路までの道が、現在は接道条件を満たされない扱いとなっており、今回の申請に至りました。そのため、隣接した農地の一部を分筆し、幅4mの路地として接道条件を満たすものです。

現段階で農地利用の問題が無いか、農業委員さんのご審議をよろしくお願ひいたします。

(議長)

議案第3号の番号4につきましては、ただ今担当地区委員さん、また農政課の補足説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議長)

質問がないようでございますので採決をいたします。

議案第3号の番号4について、農業委員会の意見といたしまして、農業振興地域からの除外については支障なしとすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第3号の番号4について農業委員会の意見といたしまして、農業振興地域からの除外については支障なしとすることにいたします。

次に、議案第3号の番号5について担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

— 所在地についての説明 —

所有者は、弟とその妻の3人で同居していましたが、弟が亡くなつたため、その妻が家を出てアパートで独り暮らしをしていました。また戻りたいと考えましたが、義理の兄と同居をするわけにいかず相談したところ、対象地に家を建築してもよいと了承を得られたため申出に至ったようです。

農政課に補足説明をお願いし、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(議長)

ありがとうございました。それでは、農政課から補足説明をお願いいたします。

(農政課)

場所につきましては先ほどご説明いただいたとおりです。

今回の対象地は2筆ありますが、1筆は取下げとなりました。理由は、開発要件に「敷地面積300m²以上」とありますが、当該地は、市道路拡幅等の都合があり、●●●●●の1筆の面積●●●m²のみで開発要件が満たせると建築指導課が判断したためです。

申出理由とは、昨年5月に夫が亡くなりましたが子どもがいなかつたため、義兄と同居していた家を出て、アパートへ転居しました。しかし、義兄の手伝いや亡き夫の墓守のことを考え、夫の実家周辺で土地を検討することとなりました。申出地は、亡き夫が所有していた唯一の土地であり、夫の墓や実家にも近いため申出に至りました。

各課への稟議で、社会教育課から、埋蔵文化財関係の届出・試掘が必要であると指摘がありました。

配置計画については、より詳細に記載するよう求めて参ります。

現段階で農地利用の問題が無いか、農業委員さんのご審議をよろしくお願ひいたします。

(議長)

議案第3号の番号5につきましては、ただ今担当地区委員さん、また農政課の補足説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議長)

質問がないようでございますので採決をいたします。

議案第3号の番号5について、農業委員会の意見といたしまして、農業振興地域からの除外については支障なしとすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第3号の番号5について農業委員会の意見といたしまして、農業振興地域からの除外については支障なしとすることにいたします。

次に、議案第3号の番号6について担当地区委員の方から説明をお願いいたします。

(委員)

一 所在地についての説明 一

申出者の父親である所有者に話を聞いたところ、現在は勤務先の借上げアパートに居住しているそうですが手狭で、また、将来子どもが生まれる事等も考えて両親に相談したところ、実家からも近く、将来の介護や子どもの面倒を見てもう可能性も考え、対象地が最適であるとし、申出に至ったようです。

農政課に補足説明をお願いし、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(議長)

ありがとうございました。それでは、農政課から補足説明をお願いいたします。

(農政課)

場所につきましては、先ほどご説明いただいたとおりです。

申出者は現在、アパートに夫婦で居住していますが、部屋が手狭になり、将来の両親の介護等を考え、実家に歩いて通える場所を検討した上で自己用住宅を建築することにしました。農用地以外の土地についても検討していますが、所有者の同意が得られない事や、土地が狭いなどの理由で見つからなかったとのことです。その後、両親から当該地を勧められ、実家からも近く最適地と考え、申出に至ったようです。

各課への稟議では特に指摘はございません。

その他、土地権利者が所有する農地について確認し、管理が不適切なものについては是正を求めて参ります。

現段階で農地利用の問題が無いか、農業委員さんのご審議をよろしくお願ひいたします。

(議長)

議案第3号の番号6につきましては、ただ今担当地区委員さん、また農政課の補足説明のとおりでございます。ただ今の説明の内容について、ご質問ご意見等はございますか。

なし。

(議長)

質問がないようでございますので、採決をいたします。

議案第3号の番号6について、農業委員会の意見といたしまして、農業振興地域からの除外については支障なしとすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員の方賛成でございます。

よって、議案第3号の番号6について農業委員会の意見といたしまして、農業振興地域からの除外については、支障なしとすることにいたします。

次に、報告事項に入ります。報告1から報告6について、事務局より朗読と説明をよろしくお願ひいたします。

(事務局) — 報告1から報告6朗読 —

(議長)

事務局の方で朗読いたしました報告1から報告6について、質問等がある方は挙手をお願いします。

特に質問が無いようですので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

なし。

(議長)

それでは、本日は委員の皆様方の貴重なご意見及び慎重なるご審議等ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。